

## ○那覇市議会定例会条例

〔 昭和 48 年 4 月 11 日 〕  
〔 条 例 第 9 号 〕

那覇市議会の定例会は、毎年 4 回とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市議会定例会に関する条例(1959 年那覇市条例第 1 号)は、廃止する。
- 3 この条例施行前に従前の条例により招集された昭和 48 年の定例会は、この条例の規定による定例会とみなす。

### **【参照条文】**

地方自治法第 102 条第 1 項及び第 2 項(定例会・臨時会)